

新潟市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）第12条第2号の条例で定める期間は、3日とする。

(認定事業者の責務)

第3条 法第13条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、同項に規定する認定事業（以下「認定事業」という。）の実施に当たっては、本市における法第9条第1項の認定区域計画の策定の趣旨を踏まえ、当該認定事業に係る令第12条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）の滞在者に対して、農業体験をはじめとするグリーン・ツーリズム（農山漁村地域において、その自然若しくは文化に触れ、又は人々との交流を行うもので、滞在型の余暇活動をいう。）の機会を積極的に設けるとともに、観光資源の活用に関し、近隣の観光事業者（観光に関する事業を営む者をいう。）と連携を図るよう努めなければならない。

(立入調査等)

第4条 市長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者の事務所又は施設に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。ただし、現に滞在の用に供している施設の居室に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該居室に滞在している者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第5条 法第13条第1項に規定する特定認定の申請をしようとする者は、当該申請の時に、1件につき21,200円の手数料を納めなければならない。

2 法第13条第5項に規定する変更の認定の申請をしようとする者は、当該申請の時に、1件につき10,500円（認定事業に係る施設について現地調査を行う必要がない場合にあつては、2,500円）の手数料を納めなければならない。

3 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。